

## 令和2年第1回片品村議会定例会会議録第1号

### 議事日程 第1号

令和2年3月5日（木曜日）午前10時02分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村交通安全条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 8号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 9号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第11号 片品村公平委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第12号 片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例について
- 日程第17 発委第 1号 議会基本条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について
- 日程第19 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第20 同意第 1号 片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外について
- 日程第21 同意第 2号 片品村農業委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 3号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第 4号 片品村教育委員会教育長の任命について
- 日程第24 議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ

		いて
日程第 2 8	議案第 1 8 号	令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号） について
日程第 2 9	議案第 1 9 号	令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） について
日程第 3 0	議案第 2 0 号	令和 2 年度片品村一般会計予算について
日程第 3 1	議案第 2 1 号	令和 2 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 2	議案第 2 2 号	令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第 3 3	議案第 2 3 号	令和 2 年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第 3 4	議案第 2 4 号	令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第 3 5	議案第 2 5 号	令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

## 本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	一般質問	
日程第 5	議案第 1 号	片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定について
日程第 7	議案第 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 4 号	片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 5 号	片品村交通安全条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 6 号	片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 7 号	片品村下水道条例の一部を改正する条例のについて
日程第 1 2	議案第 8 号	片品村宮武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 1 3	議案第 9 号	片品村消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 1 4	議案第 1 0 号	片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例について
日程第 1 5	議案第 1 1 号	片品村公平委員会設置条例を廃止する条例について
日程第 1 6	議案第 1 2 号	片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例について
日程第 1 7	発委第 1 号	議会基本条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 3 号	群馬県市町村公平委員会の共同設置について
日程第 1 9	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 2 0	同意第 1 号	片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外について

- 日程第21 同意第 2号 片品村農業委員会委員の選任について
- 日程第22 同意第 3号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第 4号 片品村教育委員会教育長の任命について
- 日程第24 議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第26 議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第27 議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- 日程第28 議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）  
について
- 日程第29 議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について  
（日程第24から日程第29まで一括上程）
- 日程第30 議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算について
- 日程第31 議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第35 議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について  
（日程第30から日程第35まで一括上程）

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 2 年 3 月 5 日		
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	萩原和典	( 出 席 )
第 2 番	狩野孝夫	( 出 席 )
第 3 番	鹿野一郎	( 出 席 )
第 4 番	星野栄二	( 出 席 )
第 5 番	北澤佳子	( 出 席 )
第 6 番	星野吉弥	( 出 席 )
第 7 番	千明勉	( 出 席 )
第 8 番	後藤眞平	( 出 席 )
第 9 番	萩原正信	( 出 席 )
第 1 0 番	高山悦夫	( 出 席 )
第 1 1 番	千明道太	( 出 席 )
第 1 2 番	飯塚美明	( 出 席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	吉 野 隆 哉
総 務 課 長	萩 原 明 富
住 民 課 長	武 藤 秀 文
保 健 福 祉 課 長	原 澤 博 美
農 林 建 設 課 長	星 野 重 吉
むらづくり観光課長	桑 原 信 一
教育委員会事務局長	星 野 勝 彦
給食センター所長	鈴 木 幸 光
会 計 管 理 者	萩 原 睦 久

事務局職員出席者

---

事 務 局 長	山 崎 康 広
係 長	小 林 由 里

議長（星野栄二君） ただいまから、令和2年第1回片品村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

午前10時11分 開会

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 北澤佳子君及び6番 星野吉弥君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日まで受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

会議規則第129条第1項ただし書の規定により、議長において別紙のとおり議員を派遣しましたのでご報告いたします。また、別紙の議員派遣報告書のとおりご報告いたします。

次に、去る3月1日に片品村教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、議会に教育委員会の点検評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 一般質問

議長（星野栄二君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

1番 萩原和典君。

（1番 萩原和典君登壇）

1番（萩原和典君） 1番。

通告に基づき一般質問をいたします。

尾瀬ほたか高原スポーツパーク・クロスカントリーコースの活用について2点質問をいたします。

なお、詳細な質問は質問席にて行います。

（1番 萩原和典君 質問席に着席）

議長（星野栄二君） 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

（村長 梅澤志洋君 答弁席に着席）

1番（萩原和典君） 議長。

議長（星野栄二君） 1番。

1番（萩原和典君） それでは、質問をさせていただきます。

尾瀬ほたか高原スポーツパーク・クロスカントリーコースの冬季の利用について、具体案があるかお聞きしたいと思います。

当コースは、平成25年度全国中学校スキー大会、翌26年度群馬冬国体、また28年度全国高等学校スキー大会、この主要な全国大会開催に向けて整備されました。これらの大会においては気象条件の厳しい面もありましたが、無事開催することができました。t o t oの助成を受け整備されたこのコースですが、大会後の利用が少ない状況にあると思います。コースとしての設定は、参加した各チームからも高く評価されていますので、今後の利用価値も高いと考えます。

冬季の利用についてどのように活用していくのか、村長のお考えをお伺いいたします。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） ただいまの萩原和典議員のご質問につきましてお答えをいたします。

まず、議員の質問にありました3回にわたる全国大会において、議員にはクロスカントリーの主要競技役員としてご尽力を頂き、厳しい冬の気象条件である武尊牧場での競技が

無事開催できましたことに対しまして、議員を初め関係者に改めて御礼を申し上げます。

さて、尾瀬ほたか高原スポーツパーク・クロスカントリーコースの冬季利用について具体案があるかのご質問でございますが、議員もご存じのとおり、当クロスカントリーコースは、平成26年に開催された全国中学校スキー大会及び平成27年に開催された国民体育大会スキー競技会のクロスカントリー競技会場として、武尊牧場の二合平及び三合平に整備されたコースと施設でございます。整備に当たっては、t o t oスポーツ振興助成金と県の補助金を活用し、平成25年秋に完成をいたしました。ちなみにこのコースのプロフィールは、1周5キロのコースで、標高1,400メートルから1,500メートルの位置にあり、標高差は91.3メートルあります。コース以外に附帯施設として400メートルトラックが設置可能なスタジアムのほか、競技本部棟や駐車場が2か所設けられています。そして、全日本スキー連盟の公認コースにも認定されています。このコースや施設は、議員が言われるように、全中や国体だけでなく、平成29年の全国高等学校スキー大会でも活用され、十分に役割を果たしてきました。

議員もご承知のとおり、標高1,500メートル近いこのコースは、1月、2月の厳寒期には非常に厳しい気象条件となります。また、平成29年度をもって武尊牧場スキー場を閉鎖したことにより、会場までの移動手段の一つであったリフトが使用できなくなり、車両による会場までの道路を常時通行可能にするためには、積雪量が多く距離も長いことから多額の費用がかかるだけでなく、作業の困難さも伴います。このような理由により、質、量、金銭的にも万全な除雪体制が組める大会以外の開催は厳しい状況であると考えております。

しかしながら、今年の冬はまれに見る雪不足で、村の小学生スキー大会の会場として使用することができました。当面は、本年のような雪の少ない状況での競技また練習場所としての利用となると考えております。さらには、3月、4月の天候が安定する残雪期での大会開催等、競技人口が減少する中、費用対効果も視野に入れ模索していきたいと考えております。

以上です。

**議長（星野栄二君）** 1番。

**1番（萩原和典君）** 冬季の利用方法について具体案、ありがとうございました。

続きまして、オフシーズンの陸上競技等の利用についてお伺いしたいと思います。

準高地に当たるこのコースは、夏場でも5キロのランニングコースとして利用できるようになっております。スタジアムも400メートルトラックがあり、企業や高校、大学の陸上や駅伝チーム等の練習場所としても適していると思います。文部科学省の指定している準高地のトレーニング地と比較しても、都心からの交通の便もよく利用が見込めると考えます。また、近年のランニングブームもありますので、一般の方も含めPR、また合宿等の誘致について村長の考えをお伺いいたします。



議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの議員のご質問につきましてお答えをいたします。

オフシーズンの陸上競技等の利用について、合宿の誘致等にどのように行っていくかのご質問ですが、冬季の気象条件が厳しい武尊牧場は、グリーンシーズン特に夏は冷涼で準高地と言われる標高を有し、首都圏からも近く、麓には宿泊施設があり、立地等陸上競技も含めた高地トレーニング場所としてのポテンシャルは高いと考えておりますが、認知されていないこと、またコース整備、施設も十分とは言えない状況です。

そんな中ですが、本年は尾瀬ほか高原スポーツパーク・クロスカントリーコースを利用したイベント計画があり、村としても支援を計画しているところです。これらを足がかりとしてコース整備、PRを進めるとともに、施設の指定管理者である武尊山観光開発株式会社とも連携しながら、高地トレーニング場所としての認知度向上を図っていきたいと考えております。

議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、萩原議員への答弁とさせていただきます。

議長（星野栄二君） 1番。

1番（萩原和典君） 夏場の利用方法についてもご答弁ありがとうございました。

先日、カナダのパラリンピックのクロスカントリーチームがこのコースの視察にも見えられました。このように海外からも興味を示されているコースです。ぜひ計画中のイベントで活用しながら広くPRし、企業価値を高めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（星野栄二君） 次に、5番 北澤佳子君。

5番（北澤佳子君） 議長。

議長（星野栄二君） 5番。

（5番 北澤佳子君登壇）

5番（北澤佳子君） 一般質問に先立ち、一言申し上げさせていただきます。

ここ何年か、日本各地で想像を超える災害が毎年のように起きています。気象庁による「命を守る行動を取ってください」という言葉が災害のたびに増えています。2019年の台風も甚大な被害がありました。被災地並びに被災者の皆さんの一日も早い復旧・復興を願い、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に基づき一般質問をいたします。

台風19号による被害について1点、今後の防災・減災について1点、計2点を村長にお伺いいたします。

(5番 北澤佳子君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

5番(北澤佳子君) 議長。

議長(星野栄二君) 5番。

5番(北澤佳子君) 5番。

昨年の台風19号による被害についてですが、もう少し雨量が多ければ、片品村内でも大きな災害が起きた可能性があります。土出地区においては三松橋の橋脚の下が削れて、蛇籠や数本の木が流され、土砂が崩れました。今現在も土手にはひびが入った状態です。近隣住民の安全のためにも、今後の対策についてお聞かせください。

議長(星野栄二君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

ただいまの北澤佳子議員のご質問につきましてお答えをいたします。

台風19号による土出地区、三松橋付近の被害について今後の対策を聞きたいとのご質問でございますが、昨年10月6日に発生した台風19号は、非常に強い勢力を保ったまま12日には伊豆半島に上陸して、西日本から東日本を中心に激しい雨や猛烈な強風により甚大な被害が発生しました。群馬県内でも各地で被害があり、特に西毛地区及び吾妻地区において土砂崩れ、家屋の全壊や浸水、また道路や河川などの近年にない被害がありました。改めて日頃から災害に備えることの重要性を認識した次第でございます。

片品村では、議員ご質問のとおり、土出地区で片品川の護岸や三松橋橋脚が洗掘され、橋脚の保護コンクリート下面が露出し、幅約5メートル、長さ約2メートル、高さ約70センチの空洞が生じました。

今後の災害復旧工事につきましては、河川の護岸は河川管理者である沼田土木事務所に於いて調査を行い、蛇籠から安全性を高めるためコンクリートブロックなどで施工することになっております。工事期間などについては、今月中に発注して早期に復旧工事の完成を目指したいとのものであります。また、三松橋橋脚復旧工事についても、早期の復旧に向けた調査を行い、橋脚の洗掘対策などの復旧工事を、土木事務所の協力のもと護岸工事と並行して実施したいと考えており、この工事費用などにつきましては、3月定例議会で

補正予算を計上しておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後についても、議員初め村民の皆様のご協力のもと、安心・安全対策のため努力していきたくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（星野栄二君） 5番。

5番（北澤佳子君） ありがとうございます。さらなる村民の安心・安全のための対策をこれからもスピーディーにお願いいたします。1の質問についてはこれで終わります。

続いて、2点目、防災・減災についての質問です。

片品村の防災マップを見ると、各地区に指定緊急避難場所があります。土出地区では、旧片品北小学校体育館が指定されていますが、土砂災害、風水害のときは指定緊急避難所からここだけが外れています。防災マップを配るだけでは、地域住民に周知されていないのではないかと思います。ここ数年、国や県では防災対策はもちろん、減災にも力を注いでいます。片品村においても、防災・減災対策として地域住民に避難場所の周知、危険箇所の見直し、点検等が必要になってくると思いますが、何かお考えでしょうか。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまのご質問につきましてお答えをいたします。

片品村地域防災計画は、昭和58年に策定し、その計画では避難場所、避難施設として村民の知名度や収容できる施設の大きさなどを考慮し、地域内の学校や住民センター、集会所などを指定しておりました。群馬県は、平成21年度に土砂災害危険度判定調査を行い、村内の土砂災害警戒区域などを指定したことに伴い、地域防災計画を全面的改訂及び一部改訂を重ね、指定緊急避難場所等を盛り込んだ防災マップを平成28年に全戸配布し、周知しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、旧片品北小学校体育館については、土砂災害警戒区域内であることから、土砂災害、風水害については指定緊急避難場所に指定されておられません。土出地区における土砂災害、風水害時の地区避難場所については、土出公民館、古仲住民センター、閑野住民センターの3か所となっております。

土砂災害警戒区域の基準は、傾きが30度以上、落差5メートル以上の人家の近くという基準の下、群馬県が指定しております。片品村では、このような災害の起こりやすい地形が多く存在しております。昨年発生した大型の台風19号で、富岡市内において土砂災害により貴い命が失われました。この地域は、災害指定地域が指定されていない場所で発生しており、災害の発生予測については極めて難しいというのが現状となっております。

国の「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」にもあるように、行政が一人一人の状況に応じた避難情報を出すことは極めて困難なため、

住民は自分の命は自分で守り、片品村では命を守る行動を全力でサポートしていきたいと考えております。そのため令和2年度中に資格取得予定の防災士を各地区に配置することにより、防災意識の高揚と自主防災組織の機能強化を図るとともに、現在、菅沼地区にて策定済みの自主避難計画についても、各地区順次策定を進めていきたいと考えております。

危険箇所等に見直しについては、年1回開催される地区別福祉関係者会議にて避難行動要支援者名簿作成と併せ、地域住民参加の下、聞き取りを進めております。

避難場所や危険箇所等の周知については、現在、片品村ホームページ及び区役員会議等において、片品村防災マップの周知を行っておりますが、今後については、広報でも重ねてお知らせするとともに、避難場所等に看板等を設置するなど見える化を進め、さらに周知徹底を行っていききたいと考えております。

以上です。

**議長（星野栄二君）** 5番。

5番（北澤佳子君） ありがとうございます。

山本知事は、防災・減災に力を入れ、河川改修や防災マップ作成支援といったハード・ソフトの両面から集中的に取り組むとのことですが、片品村も自然景観も大切にしつつ、災害対応をしていただけるよう、早期働きかけをお願いいたします。

最近では、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、これからの片品村の観光産業や村民への影響も懸念されます。行政においても、いろいろな対策をしていますが、村民一人一人の対策が大切だと思います。また、これからの経済の動向も注視していかねばなりません。いち早く終息に向かうことを願って、私の本日の一般質問を終わります。

**議長（星野栄二君）** 以上で一般質問を終わります。

---

## 日程第5 議案第1号 片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

**議長（星野栄二君）** 日程第5、議案第1号 片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

**村長（梅澤志洋君）** 村長。

議案第1号 片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

片品村基本構想の策定等及び定住自立圏形成協定の締結もしくは変更等を片品村議会の

議決すべき事件と定めるため制定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第2号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定について

議長（星野栄二君） 日程第6、議案第2号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第2号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定について、提案の説明を

申し上げます。

現在、片品村には3か所の保育所がありますが、少子化が進み、各保育所の入所児童数が大きく減少しております。このような状況の中で、保育所に通う子どもたちが健やかに成長できる環境をつくるにはどうしたらよいか、保育所のあり方を検討するため、条例の制定をするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 原澤博美君。

**保健福祉課長（原澤博美君）** 保健福祉課長。

（詳細説明）

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

**議長（星野栄二君）** これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村保育所のあり方検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第7、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、別表にある委員等の削除と追加及び報酬の額の改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 萩原明富君。

総務課長（萩原明富君） 総務課長。

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第4号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第8、議案第4号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第4号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

刑の確定を受け、刑事施設に収監されていた者が国民健康保険税の減免を受ける場合は、申請をした後に納付するものしか減免できなかったものを、収監されていた期間も減免できるように一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めたもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。



(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号 片品村交通安全条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第9、議案第5号 片品村交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第5号 片品村交通安全条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村交通安全指導員設置条例の廃止に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第6条中「片品村交通安全指導員設置条例第1条に規定する片品村交通安全指導員」とあるものを「村から委託を受けて交通の安全の保持のために必要な指導等を行う者」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めたもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村交通安全条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村交通安全条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第6号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(星野栄二君) 日程第10、議案第6号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第6号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済負担軽減のための対策として、融資の借換え制度を引き続き1年間利用できるように条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第7号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第11、議案第7号 片品村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第7号 片品村下水道条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等に係る欠格条件等の見直しに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、下水道排水設備指定工事店の指定に係るものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 星野重吉君。

農林建設課長（星野重吉君）

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第12、議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年10月に消費税が10%に引き上げられたことに伴う武尊牧場キャンプ場施設利用料金の一部改正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村営武尊牧場観光施設利用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第9号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第13、議案第9号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第9号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、退職報奨金を支給する団員を定める者に必要な条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、片品村消防団機能別団員については、団員間の衡平、その他事情に照らして退職報奨金を支給することが適当ではないため、支給対象から除外するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 萩原明富君。

総務課長（萩原明富君）

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第9号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号 片品村消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第10号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例について

議長（星野栄二君） 日程第14、議案第10号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。  
議案第10号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。  
片品村基本構想の策定等を含めた片品村議会の議決すべき事件を定める条例を制定するため、廃止するものでございます。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第11号 片品村公平委員会設置条例を廃止する条例について

議長(星野栄二君) 日程第15、議案第11号 片品村公平委員会設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第11号 片品村公平委員会設置条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が効率的な公平委員会を運営することを目的として、渋川市外33団体が群馬県市町村公平委員会を共同設置することに伴い、関係する条例を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(星野栄二君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 片品村公平委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 片品村公平委員会設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第12号 片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例について

議長（星野栄二君） 日程第16、議案第12号 片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第12号 片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、交通指導員は村長が任命する非常勤特別職でなくなるため、設置条例を廃止するものでございます。

なお、交通指導員につきましては、引き続き本村の交通安全に協力していただく必要がありますので、別に規則等を整備する予定でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、議案第12号 片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号 片品村交通安全指導員設置条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17 発委第1号 議会基本条例の制定について

議長（星野栄二君） 日程第17、発委第1号 議会基本条例の制定についてを議題とします。  
本案について、趣旨説明を求めます。  
議会改革特別委員会委員長 飯塚美明君。  
（議会改革特別委員会委員長 飯塚美明君登壇）

議会改革特別委員会委員長（飯塚美明君） 発委第1号 片品村議会基本条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

昨年9月定例会において発議第3号で議員全員による議会改革特別委員会の設置が発議され、全員賛成で議会改革特別委員会を設置いたしました。

この特別委員会において議会基本条例の制定を目指し、先進地の視察また会議を重ね、

今回提出した片品村議会基本条例となりました。

趣旨につきましては、平成12年より始まりました地方分権は、地域のことは地域で決める、つまり自治体運営は住民の意思に基づいて行うという地方自治へと変わりました。自己決定、自己責任の範囲が一層拡大する中、自治機関である片品村議会の果たす役割が大きくなっています。

議会は、村長が提案する政策を追認する議会ではなく、二元代表制の一翼を担い、議会の役割である議決権を行使し、村の意思決定機関としての役割を果たさなければなりません。片品村議会は、村民に開かれた議会、政策の立案や提言を行う議会、行政の監視及び評価を行う議会を3つの柱とし、これらの機能の充実を図るための議会活動を行います。

そこで、我々は受け身の議会から脱却し、議会を活発な議論の場とするため、議会の基本概念、議員の責務、活動原則を定め、村民の負託に答えていくことを決意し、ここに片品村議会基本条例を制定するものであります。

それでは、議会基本条例制定の内容について説明を申し上げます。

第1章、総則では、第1条で目的を、この条例は、片品村の議事機関である議会の役割を明らかにし、議会運営の基本事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化及び充実を図り、もって村民福祉の向上及び村政の発展に寄与することを目的とするとし、第2章、議会及び議員の基本原則では、第2条で議会の役割、第3条で議員の活動原則を定め、第3章、村民に開かれた議会では、第4条で村民への情報公開及び情報発信、第5条で多様な村民参加及び村民との連携、第4章は、政策の立案及び提言を行う議会、第5章は、行政の監視及び評価を行う議会、第6章は、災害時における議会の活動、第7章は、ほかの自治体議会との交流及び連携、第8章は、ほかの条例との関係及び見直し手続の、以上8章、16条からなる条例の制定を行うものであります。

附則は、施行期日を定めたもので、令和2年4月1日から施行するというものであります。

以上のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（星野栄二君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、発委第1号 議会基本条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、発委第1号 議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第13号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について

議長（星野栄二君） 日程第18、議案第13号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。  
議案第13号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について、提案の説明を申し上げます。  
令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が、効率的な公平委員会を運営することを目的として、渋川市外33団体で群馬県市町村公平委員会共同設置することについて、地方自治法の定めにより関係地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、議案第13号 群馬県市町村公平委員会の共同設置についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 群馬県市町村公平委員会の共同設置については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 報告第1号 専決処分の報告について

議長(星野栄二君) 日程第19、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 報告第1号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

この報告は、片品村防災行政無線デジタル化整備工事に係る変更請負契約について、専決処分したことにより報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(星野栄二君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 萩原明富君。

総務課長(萩原明富君) それでは、報告第1号 専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

今回の報告は、ただいま村長が説明いたしましたとおり、片品村防災行政無線デジタル化整備工事に係る変更請負契約についてでございます。

変更の内容につきましては、消費税増税に伴う追加でございます。

また、変更前の契約金額は2億2,680万円、変更後の契約金額は2億3,100万円、420万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第20 同意第1号 片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外について

議長（星野栄二君） 日程第20、同意第1号 片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第1号 片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外について、提案の説明を申し上げます。

農業委員の選任に当たっては、農業委員会等に関する法律により、農業委員の過半は認定農業者であることが求められています。

ただし、区域内の認定農業者が少ない場合は、同法により議会の同意を得て農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とする事となっておりますので、このことについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 星野重吉君。

農林建設課長（星野重吉君）

（詳細説明）

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、同意第1号 片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第1号 片品村農業委員会委員の認定農業者過半要件の例外については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程第21 同意第2号 片品村農業委員会委員の選任について

議長（星野栄二君） 日程第21、同意第2号 片品村農業委員会委員の選任についてを議題とします。  
同意第2号については、本人が議場におられますので、星野重吉さんの退場をお願いいたします。  
（星野重吉君 退場）

議長（星野栄二君） 本案について、提出者の説明を求めます。  
村長 梅澤志洋君。  
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第2号 片品村農業委員会委員の選任について、提案の説明を申し上げます。

現片品村農業委員の任期が令和2年5月16日に満了となるため、団体からのご推薦を頂いております。

井上正志氏、千明幸市郎氏、星野茂雄氏、飯塚睦夫氏、佐藤四郎氏、星野重吉氏、千明英治氏、新井隆氏、笠原照明氏、高山勝彦氏、萩原義春氏、原澤俊男氏、星野一子氏、石橋順子氏を片品村農業委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

いずれの方も農業に識見があり、それぞれの地域のリーダーとして活躍されており、農業委員として適任と考えますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、同意第2号 片品村農業委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 片品村農業委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

星野重吉さん、入場をお願いいたします。

（星野重吉君 入場）

---

日程第22 同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について



議長（星野栄二君） 日程第22、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第3号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、萩原千春氏の任期が令和2年3月31日に満了となるため、その後任に矢内洋子氏をお願いするものでございます。

矢内洋子氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23 同意第4号 片品村教育委員会教育長の任命について

議長（星野栄二君） 日程第23、同意第4号 片品村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

同意第4号については、本人が議場におられますので、萩原明富さん、退場をお願いします。

（萩原明富君 退場）

議長（星野栄二君） 本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第4号 片品村教育委員会教育長の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会教育長、吉野隆哉氏の任期が令和2年3月31日に満了になるため、萩原明富氏に教育長をお願いするものであります。

萩原明富氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると考えますので、ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 狩野孝夫君。

2番（狩野孝夫君） 2番。

村長にお聞きします。吉野教育長は、今月末で3年間の任期を終えるわけですが、教育行政に熟知しており、年も若く、また保護者や教職員の方々からも信頼があったことは皆さんご承知のとおりです。

村長のほうで、再任のお考えがなかったのかあったのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

吉野教育長につきましては、前村長より教育長をしていただいております。本人より、今期いっぱい退職をしたいということでありましたので、本人と話し合った上で、辞任を承知したということでございます。

2番（狩野孝夫君） 質問を終わります。

議長（星野栄二君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。  
これから、同意第4号 片品村教育委員会教育長の任命についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第4号 片品村教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。  
萩原明富さん、入場願います。  
（萩原明富君 入場）

- 
- 日程第24 議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算（第4号）について  
日程第25 議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
について  
日程第26 議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）  
について  
日程第27 議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）につ  
いて  
日程第28 議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）  
について  
日程第29 議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
について

議長（星野栄二君） 日程第24、議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算

(第4号)についてから日程第29、議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第14号 令和元年度片品村一般会計補正予算(第4号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,151万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,157万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、繰入金、村債の減額、村税、寄附金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費の減額、土木費の増額であります。

主な補正の内容は、ふるさと納税の増加への対応、財政調整基金への積立金の増額、防災行政無線設置管理の入札差金や各種事業の完了と、補助金等の額の確定による減額調整であります。

繰越明許費につきましては、片品村役場本庁舎耐震改修設計業務委託、小規模農村整備事業、細工屋橋橋梁補修・補強工事詳細設計業務委託、三松橋橋脚基礎補修工事等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第15号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,787万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、県支出金の減額及び繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額及び基金積立金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第16号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ288万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,426万1,000円にお願いするものでござい

ます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第17号 令和元年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,875万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,245万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金及び国庫支出金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億765万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費及び建設費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ230万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,074万1,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 議案第14号から議案第19号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

日程第30 議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算について

日程第31 議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算について

- 日程第32 議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算について  
日程第33 議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算について  
日程第34 議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算について  
日程第35 議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（星野栄二君） 日程第30、議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算についてから日程第35、議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第20号 令和2年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,300万円にお願いするものでございます。

前年度の当初予算と比較すると1億600万円、3.0%の減額であります。

令和2年度の主要事業につきましては、自主自立のむらづくりのために、地番図管理システムの航空写真を最新のものとし、課税の適正化を図ります。

村民の健康増進を推進するため、特定健診及びがん検診の受診率向上、疾患の早期発見や予防のために住民が健診を受診できるよう、秋に総合健診を実施いたします。

また、個別検診では、特定健診、子宮・乳がん検診、胃内視鏡検診等、かかりつけ医で利便性がよく、受診できる環境を維持します。

なお、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期までの様々な相談に応じ、切れ目のない支援を行うとともに、子ども家庭総合支援拠点で子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実情の把握や関係機関との連絡調整を行い、要支援児童及び要保護児童等へのより専門的な支援の充実を図ります。

教育文化面では、次代を担う中学生を海外に派遣する事業を継続し、外国の自然や文化、社会に触れ、生徒たちの国際理解や国際感覚の基礎を培い、人間力の向上を図るため実施いたします。

環境と安全を守るための事業としては、防災行政無線のデジタル化を引き続き整備してまいります。

村道の維持補修や橋梁の長寿命化対策では、老朽化した細工屋橋修繕工事を行っていきたいと考えております。

産業と雇用を推進するための事業では、有害鳥獣策として、電柵の貸与等を引き続き実施するとともに、巡視員による見回りの強化や電気柵の設置指導を行います。

地域農業と農地利用について、行政区単位での座談会を開催し、地域の皆さんが主体で、

担い手不足や鳥獣被害対策など地域の課題を共有し、解決策を検討していただいた結果を人・農地プランと地域で推進していきます。

観光振興の面では、昨年から開催をしておりますOZEアカペラファンタジーFESを引き続き開催し、道の駅を活用した観光交流人口の増加のための事業を実施いたします。

限られた予算の中ではありますが、要望を頂きながら、なかなか着手できなかった各地区の要望事項にも配慮させていただき、これからも常に行財政改革を推進し、健全運営に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,877万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,672万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、繰入金、村債であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、公債費等であります。

主要事業につきましては、水道本管の布設替え、施設等の改修であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第23号 令和2年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,858万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金、国庫支出金及び保険料であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費及び地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第24号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,108万円にお願いするものでござい

ます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料、繰入金、村債であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費、建設費であります。

主要事業は、下水処理施設の改修に伴う委託等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願  
い申し上げます。

議案第25号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を  
申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,170万1,000円にお願いするもので  
ございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料、繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、総務費であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願  
い申し上げます。

**議長（星野栄二君）** 議案第20号から議案第25号までの質疑以降については、後日の  
本会議において審議します。

---

**議長（星野栄二君）** 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時39分 散会